

地域活性化包括連携協定書

堺市（以下、「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下、「乙」という。）は、相互の連携を強化し、堺市内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、緊密な相互連携と、協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- ① 地域・暮らしの安全・安心、災害対策に関すること
- ② 子ども・青少年育成、高齢者及び障害者支援に関すること
- ③ 低炭素型都市「クールシティ・堺」の推進に関すること
- ④ 自転車のまちづくりに関すること
- ⑤ 観光情報及び観光振興に関すること
- ⑥ 地産地消と食育を推進するオリジナル商品開発・販売に関すること
- ⑦ 市名産品等の販路拡大に関すること
- ⑧ 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に関すること
- ⑨ その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上、環境の保全に関すること

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的取組内容及び実施方法は、取組毎に甲と乙が協議の上定める。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は協働事業の実施にあたり、知り得た情報機密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を所持するものとする。

平成21年1月28日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長
(自署)

乙 東京都千代田区二番町8番地8号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長
(自署)